

大学と損害保険 ⑤

～大学教職員の基礎知識としての《保険のはなし》～

有限会社国大協サービス 事業部次長 藤井昌雄

財産保険のポイント①

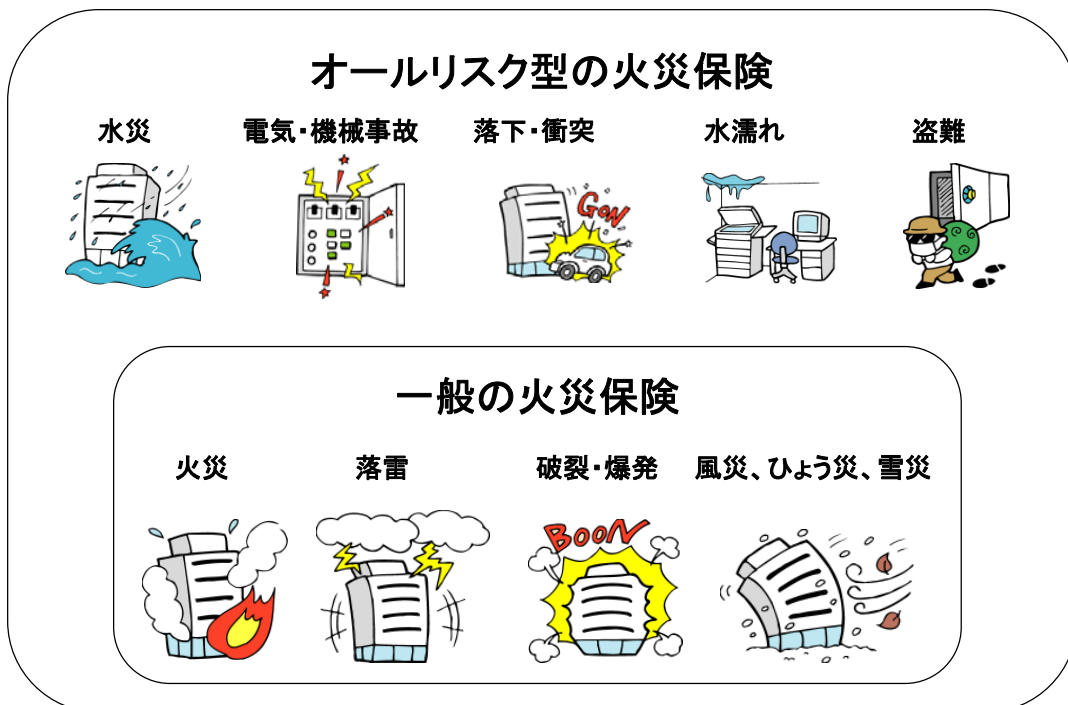
前回までで、保険契約の基本となる保険金額の設定の考え方をご説明しました。

さて、今回からは、大学に関係する主要な保険について、概要とポイントをご説明いたします。まず最初は財産に関する保険です。

火災だけではない火災保険

財産を補償する保険と言えば火災保険です。火災による家や家財の消失は、昔から人々を悩まし、人々は火事を恐れました。私が住む千葉市の検見川町では、今でも火除けの神様として知られる秋葉神社や三峰神社につながる秋葉講、三峰講が続いています。(もちろん、現在では地域のコミュニケーションの場としての色彩が強くなっていますが・・・)

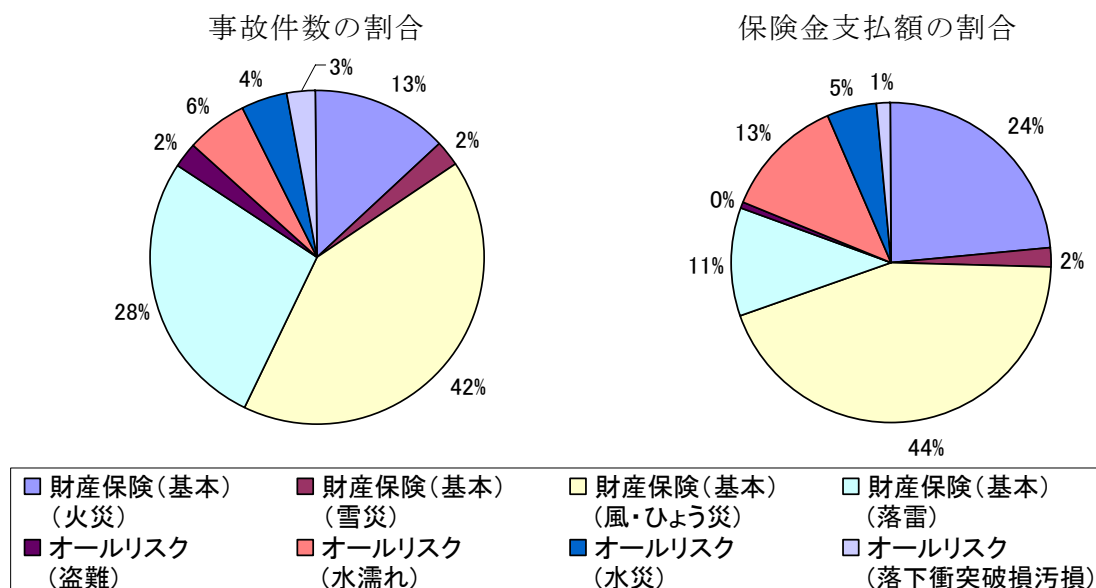
さて、火災による損害を補償するのは火災保険、ということは誰でもご存じだと思いますが、実は、火災保険が補償するのは火災だけではありません。一般の火災保険は、火災に加えて、落雷、破裂・爆発、風災、ひょう災、雪災による損害を補償対象としています。更に、オールリスク型の火災保険では、それに加えて水災、電気・機械事故、外部からの落下・衝突、水濡れ、盗難等を幅広く補償しています。



台風の被害でも風によるものは「風災」として一般の火災保険で補償されますが、台風の雨や集中豪雨による被害はオールリスク型の火災保険でなければ補償されません。窓が開いていて雨が吹き込んで室内の装置が被害を受けた場合はオールリスク型の火災保険でなければ補償されませんが、強風で窓が壊れて雨が吹き込んだような場合は、一般の火災保険でも補償されます。(風雨による被害の場合には、微妙なケースも発生しますので、保険会社にご相談ください。)

多発するオールリスク型事故

<参考> 国立大学における財産系保険事故の発生状況（平成16-18年度）



(注)「財産保険(基本)」は国立大学法人総合損害保険メニュー1財産保険(基本補償)、「オールリスク」は同オールリスク特約を示す。

平成16から18年度の間、国立大学法人及び大学共同利用機関法人の全てが加入し国立大学協会が制度運営している国立大学法人総合損害保険(「国大協保険」)の財産系保険の保険金支払状況を見ると、台風等の風による被害が件数、金額ともに約4割を占めています。それに続くのが、件数では落雷、火災、水濡れ、金額では火災、水濡れ、落雷となります。水濡れ事故では、給配水管の事故により高額な機器が水濡れ被害を受け1億円を超す被害が発生した例もあります。

事故原因の上位のうち水濡れと水災は、オールリスク型の火災保険に加入していなければ補償されません。(国大協保険ではメニュー1オールリスク特約)もちろんオールリスク型の火災保険に加入すれば保険料は高くなるわけで、リスクを保有するか、保険に転嫁するか、各大学等で経営判断することになります。

地震による損害は不担保

財産に損害を受ける自然災害と言えば頻度は極めて小さいものの、発生すれば甚大な損害をもたらすのが地震です。しかし、地震による損害は、一般の火災保険、オールリスク型の火災保険共に免責となっています。

「地震保険」への加入を呼びかける宣伝がマスコミでも流されていますが、ここで言う「地震保険」は、地震保険に関する法律に基づき政府のバックアップのもと、住居用建物と生活動産を保険の目的として運営されている保険のことです。大学等の場合には、これに該当しませんから火災保険契約に地震被害を担保する特約を追加する等の必要があります。(国大協保険では、地震による被害については、国の災害復旧制度による復旧が見込めることから地震被害を担保する特約は組み入れていません。)

次回予告
クイズ

芸術の秋を向かえ、各美術館でいろいろな企画がはじまっています。
大学が所蔵する美術品が被災した場合、火災保険で保険金がもらえるのでしょうか？